

概要版

調布市 避難行動要支援者 避難支援プラン (総合計画)

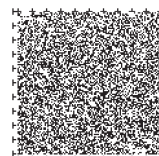


令和7年3月改定
調布市

音声
コード

計画書の各ページに、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。



1

総則

(1) 計画の目的

近年、全国で頻発している大規模な災害の犠牲者の多くが高齢者や障害者である現状から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)が迅速に避難できるための支援体制を整えることが一層重要となっています。

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」(以下「避難支援プラン」という。)は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、地域の安全・安心を確保するため、要支援者の自助・地域の共助を基本として、要支援者への避難支援体制の整備を推進することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

避難支援プランは、調布市総合計画を最上位の計画としながら、調布市地域防災計画の要支援者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

また、地域における支え合いの仕組みづくりの観点から調布市地域福祉計画と連携します。

(3) 調布市の「避難行動要支援者」の範囲

市における要支援者の範囲については、調布市地域防災計画で次のとおり定めています。

高齢者

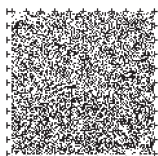
- ① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者
- ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居家族が75歳以上の者
- ③ 介護認定区分が要介護3～5の者

障害者

- ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 愛の手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者

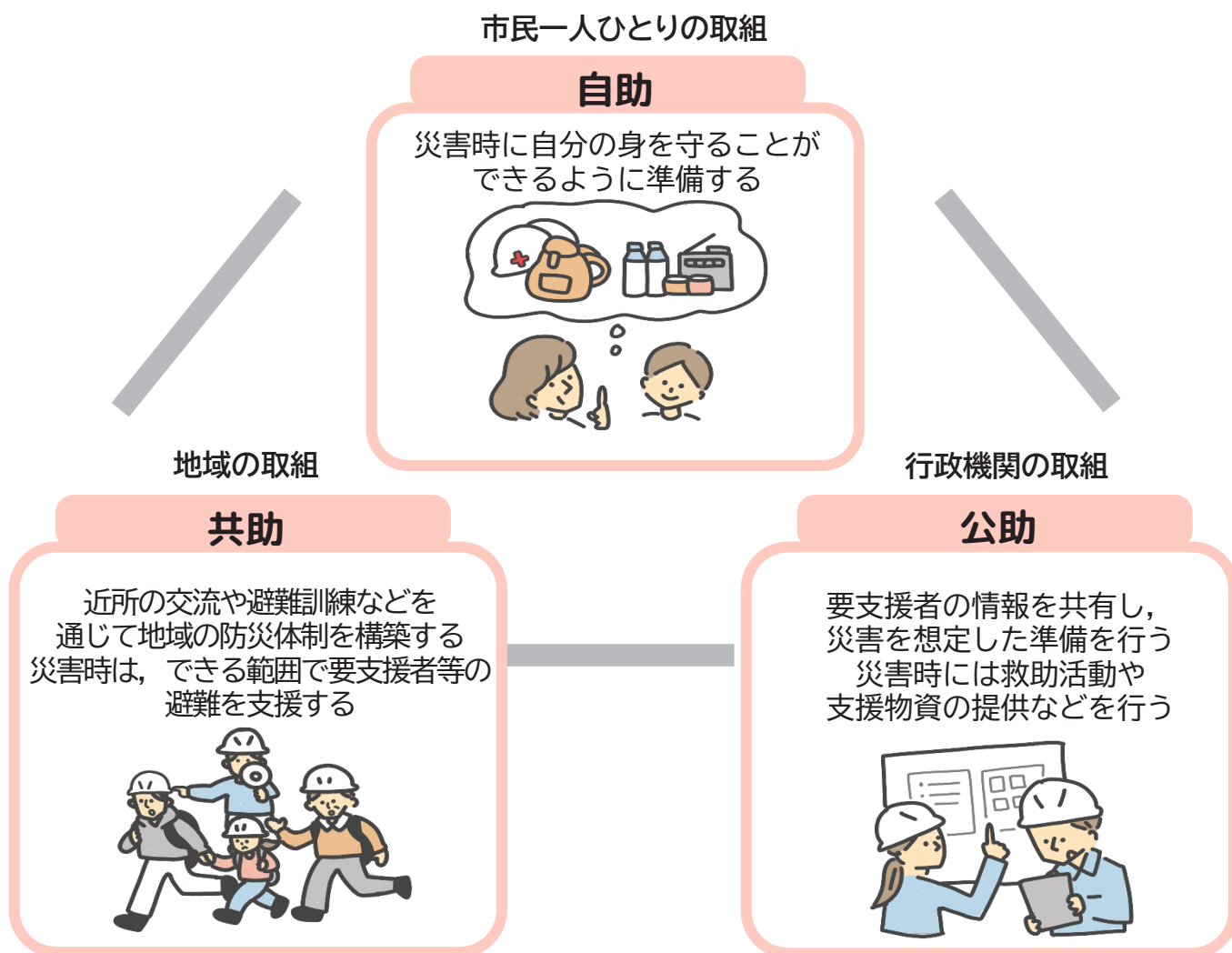
その他支援を必要とする者

自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者



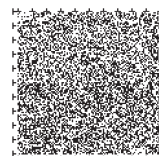
（４）地域における支援体制の考え方

この計画では、平時から、要支援者やその家族等も含めて、一人ひとりができる範囲で災害時の備えに取り組むことをはじめ、避難支援等関係者に市が避難行動要支援者名簿を提供することや、個別避難計画の作成を推進することなどを通じて、地域における自助・共助の輪を広げていきます。また、市は自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。



（５）対象とする災害の定義

避難支援プランは、災害対策基本法第2条第1項に定義されている災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）を対象とします。



2

避難行動要支援者名簿の作成と活用

(1) 避難行動要支援者名簿とは

市は、災害対策基本法に基づき、要支援者について、避難の支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しています。

同意を得られた方の名簿情報については、平時から避難支援等関係者に提供し、日頃からの交流を通じた、災害に対する助け合いの体制づくりを推進しています。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の情報をもとに、平時及び災害時において、地域組織や地域の実情に応じて、要支援者に対する支援の取組を実施します。

平時

- 要支援者やその家族等に対する事前の備えの啓発
- 要支援者への訪問・交流
- 要支援者と近隣住民や地域等との交流の促進

災害時

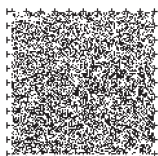
- 要支援者への避難情報などの伝達
- 要支援者の安否確認
- 要支援者に対する避難誘導

コラム

避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、要支援者を必ず助けなくてはならないという法的な責任や義務を負うものではありません。

災害時は、まずは自分の身を守り、自身と家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で支援を行いましょう。



(3) 避難行動要支援者名簿の提供から活用までの流れ

1 庁内関係部署から情報を集約し，市内に居住の要支援者の情報を管理

2 市内に居住する要支援者に対し，同意確認の実施

同意した人を対象に避難支援等関係者に提供する名簿を作成

名簿の提供先となる避難支援等関係者

- ・ 調布警察署
- ・ 調布消防署
- ・ 調布市社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 消防団
- ・ 市内の防災市民組織※
- ・ 市内の自治会，地区協議会，自治会連合協議会，マンション管理組合 など※

3 避難支援者等関係者に名簿を提供

4 避難支援等関係者の役割や状況に応じた名簿を活用した取組の推進

※市内の防災市民組織等に提供する名簿に掲載する者の範囲は，市と締結する協定に規定します。詳細は「避難支援プラン」本編9ページ

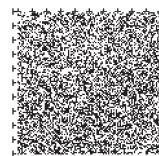
(4) 避難行動要支援者名簿の管理と更新

避難行動要支援者名簿の管理

避難支援等関係者に対し，市は，個人情報保護に関する説明を行ったうえで，名簿の個人情報の取扱いなどについて，地域組織との間で締結する協定で遵守事項を定めています。

避難行動要支援者名簿の更新

市は，避難行動要支援者名簿について年1回を目安に更新します。地域組織は，新しい名簿の提供と引き換えに，古い名簿を市に返還します。



3 個別避難計画の作成と活用

(1) 個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害に備え、要支援者一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するのかをあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。

また、個別避難計画の対象範囲は、日頃からの共助の体制強化に加え、主に災害の発生時から避難するまでの計画として活用します。

(2) 個別避難計画作成の取組方針

市は、要支援者のうち、以下のいずれにも該当する方を計画作成の優先度が高い方と設定し、個別避難計画の作成を推進します。

当事者の心身の状況	地域のハザードの状況※	独居等の居住実態
高齢者 介護認定区分が要介護4又は5	風水害 - 居住地が市の洪水ハザードマップで以下のいずれかに該当する - 浸水想定区域 - 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所 - 家屋倒壊等氾濫想定区域	独居 単身世帯
障害者 - 身体障害者手帳1級又は2級 - 愛の手帳1度又は2度 - 精神障害者保健福祉手帳1級		同居世帯 75歳以上の高齢者又は左記の「当事者の心身の状況」の要件に該当する者のみの世帯

※市内には一級河川として、多摩川、野川、仙川の3流域があります。市は、台風等による風水害の被害の状況を踏まえ、市の洪水ハザードマップ等に基づき、個別避難計画作成における優先度を設定しています。

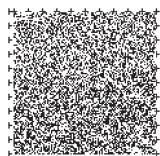
(3) 個別避難計画を活用した支援

平時の取組（例）

- 計画に記載された避難方法の確認
- 災害時の安否確認や避難誘導に関わる役割分担や手順の確認
- 個別避難計画を活用した訓練

災害時の取組（例）

- 要支援者の状況に応じた情報提供
- 要支援者の安否確認
- 要支援者に対する避難誘導



(4) 作成の基本的な流れ

原則として、「優先度が高い要支援者の計画の作成は福祉専門職を中心に行い」、「優先度が相対的に高くない要支援者の計画作成は本人・家族等を中心に行う」ことを想定しています。

(※詳細は「避難支援プラン」本編17ページ以降)

1 市内に居住する要支援者の情報をもとに対象者を抽出・情報共有



作成の優先度が高い人

※詳細は「避難支援プラン」本編18ページ

作成の優先度が
相対的に高くない人



※詳細は「避難支援プラン」
本編19ページ

市が「同意確認書・個別避難計画
の様式」を送付

市ホームページ等から
「同意確認書・個別避難計
画の様式」を入手

2 作成に同意した対象者が個別避難計画を作成



・福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護や在宅医療等の関係者等）と一緒に作成

・本人や家族中心に作成
・必要に応じて福祉専門職や地域の人と一緒に作成

・本人や家族中心に作成
・必要に応じて地域の人と一緒に作成



3 作成した同意確認書・個別避難計画を市に提出

市の確認後、市から個別避難計画の副本を対象者と避難支援を行う関係者に発送

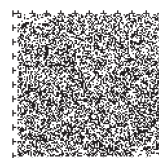
4

避難支援を行う関係者

避難時に安否確認や避難誘導を行う関係者を指します。
(福祉専門職や福祉事業者、家族、地域住民 等)

5

個々の関係者が個別避難計画を適切に管理・更新しながら、災害に備えるとともに、個別避難計画を活用した取組を推進



(5) 個別避難計画の管理と更新

個別避難計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等のほか、家族や避難支援等実施者の大切な個人情報に記載されているため、提供された個人情報を目的外に利用しないことに留意するほか、個別避難計画（副本）の適切な管理や、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底しなければなりません。

個別避難計画の取扱いについて留意するポイント

- 災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
(ただし、関係者以外が閲覧できないよう、施錠可能な場所を選ぶ)
- 守秘義務を遵守し、目的外の使用はしない。
- 情報の取扱いに注意し、複写しない。
- 不要となった個別避難計画は、市役所（担当課）に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして適切に破棄する。
- 避難を支援する者に想定されていた人が、何らかの理由で避難支援が不可能になった場合は、速やかに対象者本人に申し出る。



個別避難計画の更新

市は、個別避難計画に関する情報については、関係部署と連携し、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するよう努めます。

また、当事者の心身の状況の変化などにより、計画内容を見直す必要が生じた場合は、計画の更新を行います。

コラム 当事者団体や専門職との意見交換会を実施しました

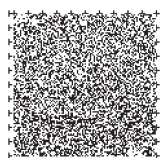
避難支援プランの改定に当たり、計画の基礎資料として、障害の当事者団体や専門職の方々の意見を把握することを目的として意見交換会を実施し、これまでの災害における対応や、災害の備えに関する意向についてお話しいただきました。

要支援者本人が地域の方と知り合い、支援のネットワークを広げることが重要



災害時の情報伝達は誰でも入手できるように多角的に考えてほしい

個別避難計画の作成を通じて、災害を考えるきっかけとなれば良い



4

市における避難支援体制

(1) 平時からの取組

福祉総務課，高齢者支援室（高齢福祉担当），障害福祉課において，平時から横断的な連携を図りながら要支援者への避難支援体制を整備し，避難支援に係る取組を行います。

防災知識の普及 防災訓練の実施

防災に関する広報の充実を図り，地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけます。

要支援者の情報の把握・共有 避難誘導体制の整備

適切な避難誘導や安否確認に向けて要支援者の情報の把握・共有及び避難誘導体制の整備を図ります。

避難行動要支援者名簿 の作成と提供

名簿を作成し，本人の同意が得られた場合は，避難支援等関係者に事前に提供します。

個別避難計画の 作成推進

本人の同意に基づき，避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を推進します。

避難支援等関係者の 安全確保

避難支援等関係者は，法的な責任や義務を負うものではないということの周知・理解を得るよう努めます。

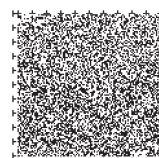
(2) 災害時の対応

要支援者支援

調布市地域防災計画に基づき，災害時の情報提供や要支援者の安否確認・避難誘導，福祉避難所の開設等を行います。

避難のための 情報伝達

避難指示や避難場所など安全確保のために必要な情報が，速やかにかつ確実に伝わるよう，要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮します。



5

地域における避難支援体制

(1) 平時からの取組

要支援者に対する支援は，地域の共助の力が重要となることから，防災市民組織や自治会，民生委員・児童委員等の地域における避難支援等関係者と市が連携し，地域の取組を通じて避難支援体制の構築を推進します。

防災意識の啓発や 危険箇所等の点検

避難所・避難経路や家庭での備蓄，気象情報の入手方法の確認，自宅の周りの危険箇所の点検を行います。

地域全体の 見守りの推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるように見守りを推進します。

避難訓練を通じた 支援体制の強化

要支援者の支援を想定した避難訓練を行い，避難支援等実施者と要支援者の交流と理解を深めます。

名簿の提供を受けた 地域の体制づくり

避難支援等関係者は，事前に市から避難行動要支援者名簿の提供を受け，避難支援体制づくりを進めます。

個別避難計画作成 の支援・協力

地域の医療，介護，障害などの福祉専門職等，様々な関係者が市と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。

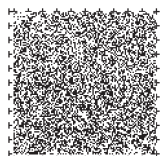
(2) 災害時の取組

要支援者の安否確認，避難支援等

避難支援等関係者は，要支援者の安否確認や避難所への移動等に必要な支援を行います。

避難支援等関係者の 安全確保

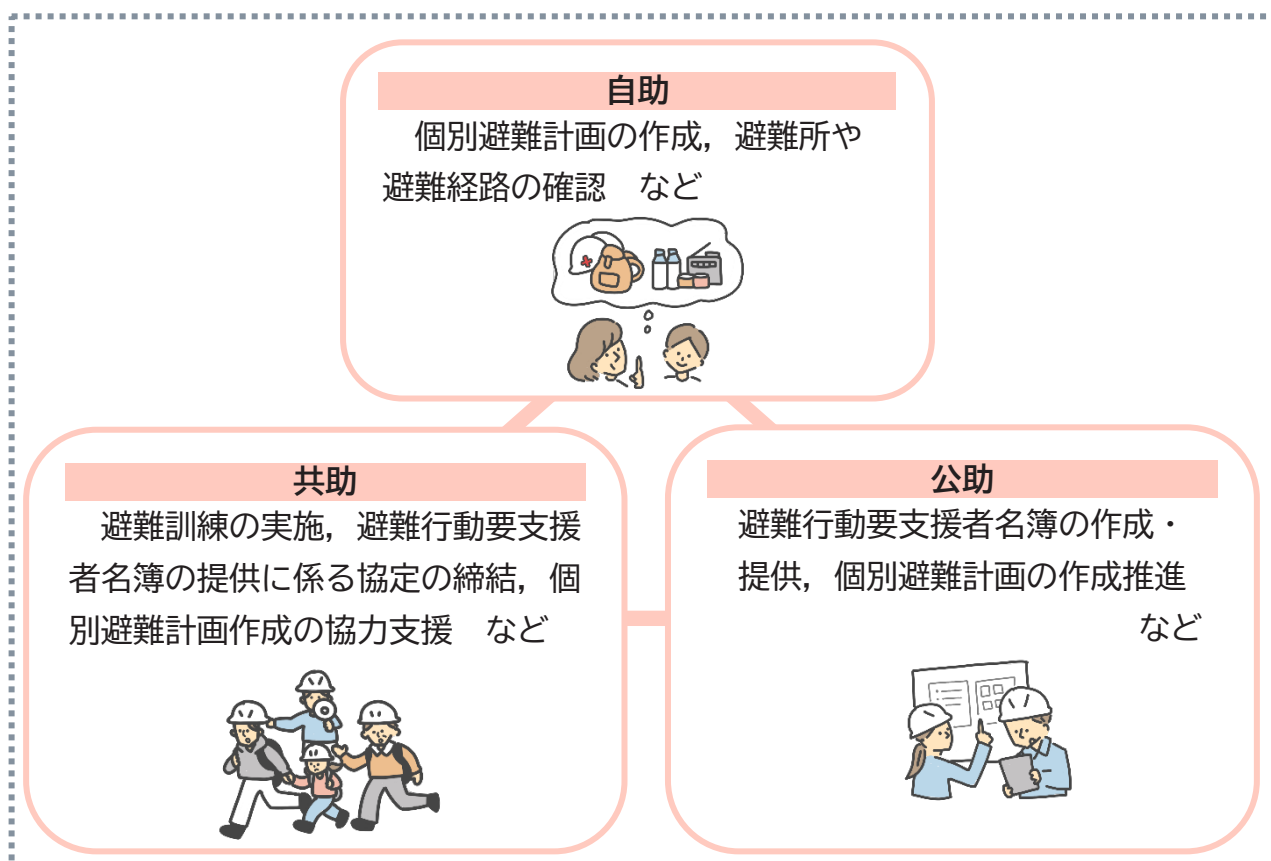
避難支援等関係者は，本人又はその家族等が生命，身体の安全を確保したうえで，可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとしします。



6

避難支援プランの推進

避難支援プランを推進していくためには、自助、共助、公助におけるそれぞれの主体が連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。



参考情報

調布市の防災情報を日頃から確認し、災害に備えて活用しましょう。

● 調布市洪水・内水ハザードマップ

日頃からお住まいの地域の水害リスクを確認しましょう。

調布市 ハザードマップ

検索



● 調布市防災マップ

地震に対する備えや避難情報を確認しましょう。

調布市 防災マップ

検索



● 調布市防災・安全情報メール

市からの緊急情報や地震情報，気象情報，災害情報，防犯情報などを配信します。

調布市 防災 メール

検索

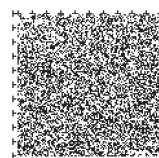


● 調布市 LINE 公式アカウント

緊急・災害時における情報等，市政情報全般を発信します。

調布市 LINE

検索



調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画） 概要版
（令和7年3月改定）

発行日 令和7年3月

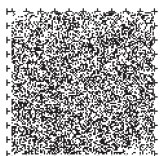
発 行 調布市

編 集 調布市福祉健康部福祉総務課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL：042-481-7101

FAX：042-481-7058



刊行物番号
2024-234